平成２４年（フ）第５７９５号
大阪市東成区大今里３丁目14番17号　オーク・イマザト201号
債務者　植村　修治
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　了考
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９８号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番８―301号
債務者　南埜　俊博
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　徳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５号
香川県高松市上福岡町787番地14
債務者　多田美和子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富5966番地16
債務者　髙橋　彰寛
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２５９号
北海道松前郡松前町字江良403番地
債務者　畑山　郁美（旧姓背戸田）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８３号
静岡県田方郡函南町柏谷723番地の72
債務者　谷口　和幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地の１15―108
債務者　及川　賀晴
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地の１15―108
債務者　及川小百合
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８４号
三重県伊勢市鹿海町662番地10　メゾンクレール２Ｇ号、前住所東京都板橋区三園１丁目33番20―103号
債務者　加藤　宏尚
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
三重県志摩市阿児町鵜方2549番地３　浜栄マンション201号室、住民票上の住所三重県志摩市阿児町鵜方3136番地40
債務者　森本　正志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
川崎市麻生区黒川636番地１　向新ハイツ201
債務者　下砥　敦子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２―416号　市営住宅
債務者　今田　志津
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
川崎市宮前区馬絹1897番地　ハイツ弥生203号
債務者　宇佐見昭治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
川崎市高津区下野毛１丁目７番16号、前住所川崎市高津区久末1920番地１　市営住宅206
債務者　薄井　澄子（旧姓吉濱）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４８号
川崎市宮前区馬絹526番地11　冨士第一コーポ201、前住所東京都練馬区南田中５丁目16番６号　桐野方
債務者　瓜園　理子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
川崎市川崎区殿町１丁目14番４―303号
債務者　正岡千代美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係